

47 理事長専決事項等に関する規程(例)

社会福祉法人〇〇福社会定款細則

(目的)

第1条 この規定は、定款〇〇条の規定に基づき、理事長が専決することができる日常の業務に関して必要な事項を定めるものとする。

(専決事務)

第2条 理事長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、予定価格が〇〇万円を超えない次のような軽微なもの
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ② 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ③ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

2 理事長は、前項の規定により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

附 則

この規定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。